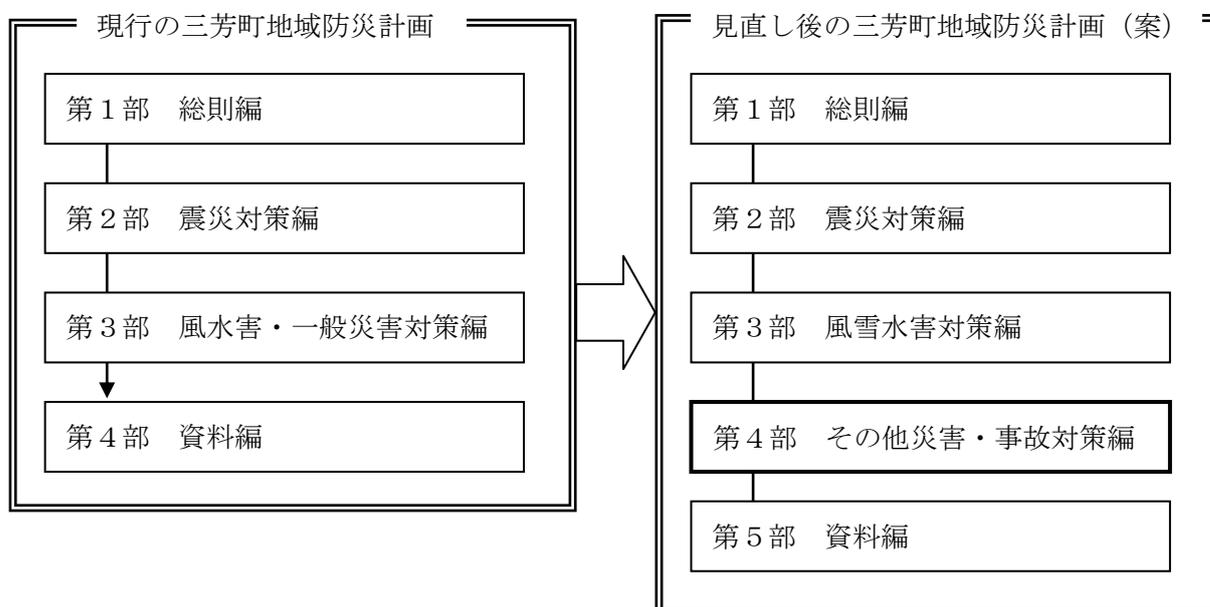


三芳町地域防災計画の主要改訂事項の要旨と解説

1. 三芳町地域防災計画の構成の修正

1. 1 編構成の修正

地域防災計画の分かりやすさ、使いやすさを高め、かつ県地域防災計画との対応が明確な計画とするために、以下のような構成の見直しを行います。



各部で対象とする災害の内容は次の通りです。

『**第2部 震災対策編**』:これまで同様の地震災害に加え、関連する広域災害や複合災害の内容を含めた編とします。

『**第3部 風雪水害対策編**』:暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水などに加え、災害対策基本法の改正で新たに災害の定義に加えられた、崖崩れ、土石流、地すべりを対象に追加しつつも、基本的には風雪水害に関する内容に特化した編とします。

『**第4部 その他災害・事故対策編**』:大規模火災、危険物災害、道路災害といったこれまで、『風水害・一般災害対策編』に記載されていた内容とともに、火山災害及び原子力発電所の事故をはじめとする放射性物質漏洩事故を対象に加えた、地震災害、風雪水害以外の災害・大規模事故を対象とした編とします。

1. 2 予防・事前対策と応急対策の統合

各部においてはこれまで、予防・事前対策と応急対策を各章に分けて記述していたものを、「第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策」として、章を統合しました。「情報収集・伝達」「救急救助活動」といったように、各災害対策種別に、災害発生前に行う予防・事前対策と、予防・事前対策に応じて災害時に行う応急対策を同じ節の中で対比して記述することとしました。

これは、各災害対応項目について、予防・事前対策と応急対策を分離することなく災害前後に一連の流れとして実施できるように修正したもので、県地域防災計画の構成に準じたものとなります。

2. 防災の基本方針及び住民・事業所の役割の明記

(第1部第4節 防災計画の基本方針) …P5・6

(第1部第8節 住民及び事業所の防災における役割) …P16・17

(第1部第9節 地区防災計画) …P18

今回の改訂において、これまで明記されていなかった、町の防災における基本方針を明確化することとしました。記載事項は、住民の生命・身体を災害から守り、いち早く復旧復興を果たすために特に重要と考えた、以下の4項目としました。

1. 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策
2. 命を守る初期行動の重視
3. 自助・共助の強化
4. 広域受援体制の整備

また、これまでの町及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱に加え、基本方針に示した「自助・共助の強化」を受け、防災における住民及び事業所の役割を計画に明記することとしました。

また、災害対策基本法（第42条の2）に定められた地区防災計画について、法に基づく対応方針を追加しました（第1部第9節）。

3. 災害時要援護者（避難行動要支援者等）対策の充実

(第2部第15節 災害時要援護者対策) …P153～163

災害対策基本法の改正において「避難支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、避難支援者との情報共有する」ことが明記されたこと、及び「三芳町災害時要援護者避難支援プラン」を踏まえ、主に以下の点について修正・追記しました。

- ・「避難行動要支援者」「要配慮者・災害時要援護者」「避難支援者」の定義と範囲を明確化
- ・障がい・介護認定情報を基にした「避難行動要支援者名簿」の作成や、情報共有に同意

- した要配慮者の名簿である「災害時要援護者名簿」の作成、個別計画の策定について
- ・名簿情報の共有、管理、更新について
- ・避難支援等関係者の安全確保の措置について
- ・その他「三芳町災害時要援護者避難支援プラン」等最新の取り組みの反映について

4. 食料及び飲料水備蓄目標の変更

(第2部第13節 物資及び資機材の備蓄) …P130～144

4.1 食料備蓄目標の変更

県被害想定の結果に基づき、避難者（集会所・公園等避難者を含む）、在宅被災者及び災害救助援助者（ボランティア等）に対する食料をあわせて5日分（15食）確保することとして約15,000食、帰宅困難者に対する食料を概ね1泊分（2食）確保することとして約3,500食、その他調整分として約4,500食、合計で約23,000食が必要になるとし、主食アルファ米と副食スナックを合わせた食料の備蓄目標を、25,000食と決めました。

なお、平成27年4月1日現在の当町の備蓄量は約3万食であり、目標を満たしています。

| | 主食（アルファ米） | | | 副食（ビ スケット等） | 合 計 |
|-------------------|----------------|-----------|---------|----------------|---------|
| | 想定人数 | 1人当たり食数 | 小 計 | | |
| 避難者分 | 300人 | 15食（5日分） | 4,500食 | 3,000食 | 7,500食 |
| 在宅被災者・災 害救助者 | 300人 | 15食（5日分） | 4,500食 | 3,000食 | 7,500食 |
| 帰宅困難者 （4,246人） | 1,500人 （3割） | 2食（0.5日分） | 3,000食 | 500食 | 3,500食 |
| その他調整分 | 300人 | 10食 | 3,000食 | 1,500食 | 4,500食 |
| 合 計 | - | - | 15,000食 | 8,000食 | 23,000食 |

また、併せて家庭内備蓄（最低3日分、できるだけ1週間分）や事業所内備蓄の必要性についても記載しました。

4.2 飲料水備蓄目標の設定

従前の地域防災計画では飲料水の備蓄目標は示されていませんでしたが、今回新たに次のように設定しました。

避難者（集会所・公園等避難者を含む）、在宅被災者及び災害救助援助者（ボランティア等）対し、生命維持のためにひとり一日3ℓとして3日分を確保することを基本とします。

このうち、ペットボトルによる備蓄は2日分（6ℓ）を確保することとして、2ℓペットボトル換算で1,800本、帰宅困難者に対する飲料水を概ね0.5日分（1.5ℓ）確保することとして1,200本、その他調整分として600本、あわせて3,600本が必要になるとし、飲料水備蓄の目標値を2ℓペットボトル3,800本と決めました。

なお、平成 27 年 4 月 1 日現在の当町の備蓄量は約 1,000 本であり、今後計画的に増強を図るものとします。

| | 想定人数 | 1人当たりの量 | 必要量 | 2ℓPET 換算 |
|--------------------|------------------|---------------|--------|----------|
| 避難者分 | 300 人 | 6ℓ (2 日分) | 1,800ℓ | 900 本 |
| 在宅被災者・災害救助者 | 300 人 | 6ℓ (2 日分) | 1,800ℓ | 900 本 |
| 帰宅困難者 (4,246 人) | 1,500 人 (3 割) | 1.5ℓ (0.5 日分) | 2,250ℓ | 1,200 本 |
| その他調整分 | 300 人 | 4ℓ | 1,200ℓ | 600 本 |
| 合計 | - | - | 7,050ℓ | 3,600 本 |

※避難者数 (300 人) は、東京湾北部地震 (想定 279 人) と関東平野北西縁断層帯地震 (想定 327 人) のほぼ中間の数値としています。

5. 防災拠点施設及び避難体制・避難経路の明記について

(第 2 部第 10 節 防災拠点 (避難所等) の指定と整備) …P102~110

(第 2 部第 11 節 避難体制) …P111~121

(第 2 部第 12 節 避難所の開設と運営) …P122~129

5. 1 避難施設の位置付けの明確化

災害対策基本法に基づく「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」をはじめ、避難施設について以下の分類を行い、それぞれの位置付けを明確にしました。

指定避難所…災害対策基本法に基づく避難所

指定緊急避難場所…災害対策基本法に基づく緊急避難場所

一時避難場所 (行政区集合地) …各行政区において指定避難所に避難する際の集合場所

福祉避難所…災害時要援護者を受け入れる施設

要援護者優先避難所(公民館) …一般の指定避難所では生活が困難な災害時要援護者を優先して収容する補完的な避難所

帰宅困難者一時滞在施設…帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

広域避難者一時滞在施設…他都道府県からの避難者を一時的に受け入れる施設

(「第 10 節 防災拠点 (避難所等) の指定と整備」)

5. 2 避難経路の設定と避難誘導

町域を4地区に分割する従来の避難区域を見直して、行政区毎に設定し、一時避難場所（行政区集合地）から指定避難所までの標準的な避難ルートや、避難行動における国道254号の横断ポイント等を定めました。

また、地震災害においては、避難所への避難誘導は基本的に行政区が設置する地区災害対策本部が主体となって行う自主避難として記載しました。町職員や消防職員等が避難誘導を行うのは、地震に伴って火災、がけ崩れ等の災害が発生し、危険区域の住民に立ち退きのための避難勧告・指示が発令された場合として記載しています。

（「第11節 避難体制」）

5. 3 避難所開設・運営

指定避難所の開設手順を明記した他、災害時要援護者や女性に配慮した設備や備蓄品の整備や、運営上の配慮事項について記載しました。

（「第12節 避難所の開設と運営」）

6. 避難勧告・指示基準及び発令時の対応行動の明確化

（第3部第11節 避難体制）…P277～285

災害対策基本法の改訂に基づき、避難指示・勧告発令時の対応行動として、屋内退避（すでに河川が氾濫して避難場所への移動がかえって生命及び身体に危険が及ぶ恐れがあるときは、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内に留まる屋内での退避等の安全確保措置を、避難行動の1つとして指示することができる（災害対策基本法第60条第3項））を加えました。

また、大雨・洪水・暴風、土砂災害、豪雪等を対象とした、避難指示・勧告等の発令基準を見直しました。発令基準においては、特別警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害緊急情報、河川水位等の防災関連情報を発令判断基準に用いつつ、最終的な判断はこれらと町の状況を、総合的に勘案して行うこととしています。